

## 2022 年 2 月議会質疑

2022 年 3 月 8 日 日本共産党 県議会議員 山本伸裕

令和 4 年度主要事業の中に位置付けられております、将来に向けた地方創世の取り組みの第 2 項、「2050 年県内 CO2 排出実質ゼロの実現」の取り組みについてお尋ねします。

熊本県は昨年 7 月、「第六次環境基本計画」において、2030 年度までの温室効果ガスの削減目標を、2013 年度比で 50%と定めています。目標の達成は決して容易ではありませんが、未来を守るためにもやり遂げなければならない最低限度の目標であり、それゆえ新年度県政運営においても実効性ある取り組みの強化が極めて重要であります。そこで具体的にお尋ねします。

第一は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が策定するものとされている実行計画についてであります。当然熊本県は策定されているわけではありますが、全国的には市町村の策定の遅れが指摘されています。また策定はしているものの、その内容は IPCC の「1.5 度特別報告」などを踏まえておらず、時代遅れの取り組みになっている場合もあると聞いております。そのような状況となっているのは、市町村に専門的知識を持った職員が不足していることなどが主たる理由だと言われています。しかし都市部ではない自治体ほど再生可能エネルギーを生み出す可能性があり、県全体で CO2 削減をはかる取り組み促進の上でも市町村の役割は重要であります。県としても、市町村の実行計画策定や目標達成のための事業の具体化などについて丁寧に援助することが不可欠だと思います。県下市町村の実行計画策定状況や特徴がどのようなものになっているかについてお尋ねします。

第二は、自治体が活用できる制度や財源を最大限活用して取り組みの促進をはかるべきではないかという問題です。県がまとめた令和 4 年度予算要求基準を見ると、「公共施設等適正管理推進事業債」の活用について十分検討すること、と記述されています。2026 年度まで延長された同事業には、脱炭素化事業が今回追加されています。学校などへの太陽光発電設置や省エネ改修などの取り組みに活用できるものであります。また公営企業の脱炭素化事業は 2025 年までの 4 年間実施されることとなっています。公共施設の整備に地域木材を利用した場合に地域活性化事業債が活用できます。バイオマス発電など、自治体を中心となった地域エネルギー事業の立ち上げを支援する地域経済循環創造事業交付金、分散型エネルギーインフラプロジェクト、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金など、自治体が活用できる支援制度や財源が多々ございます。これらを積極的に活用すべきだと考えますが、具体的に当初予算においてどれくらい活用され、事業化されようとしているのか、また市町村への周知と活用具合はどうか、についてお尋ねしたいと思います。

以上二点、環境生活部長にお尋ねします。

(環境生活部長答弁骨子)

○市町村の地球温暖化対策に係る実行計画について、本年 2 月末現在で、40 市町村が策定している。

○市町村の取組みについては、例えば、熊本市・周辺市町村が連携し、連携中枢都市圏として計画を策定。広域での脱炭素化の取組みであり、全国のモデルにもなると期待。

○また、球磨村では、森林資源を活用した再エネ導入や電動マイクロバスを中山間地のスクールバスとして活用する実証試験が進められている。

○県としては、市町村における計画の策定や見直し、事業の具体化がさらに進むよう、助言や情報提供等をおこなって参る。

○令和4年度当初予算では、ゼロカーボン関連事業で51億円を計上。公共施設等適正管理推進事業債の脱炭素化事業は、令和4年度に実施する健聴者等のLED化などに活用できる可能性がある。

○現時点では、国から詳細な案件が示されておらず、当初予算の段階では、庁舎のLED化などは一般財源で対応することとしている。今後示される具体的な要件を確認したうえで、しっかりと活用したいと考えている。

○今後、国の脱炭素先行地域で選定された場合は、地域脱炭素以降・再エネ推進交付金についても活用して参る。

○県としては、有利な財源をしっかりと活用しながらゼロカーボンの取組みを進めるとともに、市町村にも制度等を周知し、市町村の取組みを促進して参る。

(山本県議再登壇)

ご答弁いただきました。市町村の実行計画策定状況は40市町村とのことでありました。それ以上のご答弁がなかったため詳細がよくわかりませんが、実行計画は二種類ございまして、一つはそれぞれの自治体における公共施設から発生する温室効果ガスの排出量を削減するための事務事業編、そしてもう一つは自治体全域の排出抑制をおこなうための施策に関する区域施策編であり、おそらくご答弁がありました40市町村というのは、事務事業編の策定状況ではないかと推察いたします。区域施策編は、文字通り住民、事業者、行政が一体となって取組みを推進していく必要がありますが、こちらの方が全国的にも計画の策定が遅れているという状況であります。繰り返し強調しますが、都市部でない自治体ほど、再生可能エネルギーを生み出す可能性があります。ぜひ県下市町村や住民あがりの取組み推進へ、県が積極的役割を果たしていただきたいと思っております。同時に、改正された地球温暖化対策推進法においては、再生可能エネルギー開発を規制すべき地域に関する規定がありませんので、独自の条例で環境破壊の再エネ乱開発を規制するルールも必要ではないか、ということをお願いいたします。

公共施設等適正管理推進事業債の脱炭素化事業については、国から詳細な要件が示されていないとのことでした。ただ私が入手した情報によると、温暖化対策計画において自治体が取り組むべきとした公共公用施設の四事業、太陽光発電の導入、ゼロカーボン建築物の実現、省エネ改修の実施、LED照明の導入、こうした取組みに活用できると伺っております。県庁舎等のLED活用のほか、学校や公共施設などへの太陽光発電設置などにも使えるはずであります。ぜひ積極的なご検討をお願いします。